

## 那須塩原市次世代農業チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、那須塩原市次世代農業チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、農作業の省力化や農畜産物の品質向上、収益性の高い園芸作物の新規導入又は省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減に寄与する新たな取組（以下「新規チャレンジ」という。）を意欲的に行う市内農業者に対し、当該新規チャレンジに必要な経費の一部を補助することにより、本市の持続可能な農業の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者。ただし、集落営農組織である場合は、当該集落営農組織の代表者が市内に住所を有するものに限る。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ア 販売を目的に農業を営む個人又は法人
  - イ 事業完了日までに認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた個人または法人をいう。）に認定された者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 技術革新部門 次に掲げるいずれかの取組を実施するもの。

ア 農作業の省力化や農畜産物の品質向上に資する農業用機械又は設備（以下「農業用機械」という。）や農業技術の導入

イ 省エネルギー効果が高い農業用機械や二酸化炭素排出量の削減に寄与する農業技術の導入

ウ 新たな農業技術の導入（ア又はイに該当するものを除く。）

(2) 小さなチャレンジ部門 次に掲げるいずれかの取組を実施するもの。

ア 新たな品目（那須塩原市園芸作物生産振興事業補助金交付要綱（平成30年那須塩原市告示第68号。以下「園芸作物交付要綱」という。）に定める園芸作物に限る。）の導入

イ 販売に関する新たな取組

ウ 新たに国のスマート農業技術カタログ等に掲載されている技術の導入により、農作業の省力化を図る取組

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県から補助金の交付を受けている事業に係る経費は、対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該定める額に1,000円未満の端数があると

きは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 技術革新部門 補助対象経費の合計に2分の1を乗じて算出した額と200万円のいずれか低い額
- (2) 小さなチャレンジ部門 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の合計又は、10万円のいずれか低い額

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助対象事業の公募)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて次世代農業チャレンジ事業補助金応募申請書(様式第1号)を提出して市長に応募しなければならない。

- (1) チャレンジ計画(様式第2号)
- (2) 直近の納税証明書
- (3) 応募する補助対象事業の補助対象経費の内訳が分かる書類。この場合において、当該補助対象経費に農業用機械が含まれる場合は、当該農業用機械の購入に係る書類は次に掲げるものとする。

ア 中古品の農業用機械の場合 価格の妥当性を証明する書類

イ 前号以外の場合 当該農業用機械の購入に係る2者以上の見積書

- (4) 経営面積や飼養頭数が確認できる書類
- (5) 直近の農業所得が確認できる書類
- (6) 応募する者が認定新規就農者である場合は、青年等就農計画認定申請書。ただし、応募の際に青年等就農計画認定書が発行されていない場合は、発行後、速やかに提出するものとする。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による応募について、園芸作物交付要綱により補助金を受けた

者は、補助金の交付を受けた年度には小さなチャレンジ部門に応募できないものとする。

(補助対象者の決定)

第8条 市長は、次世代農業チャレンジ事業審査委員会設置要綱（令和4年要綱。）第4条第4項の規定による報告のあった補助対象者の候補（以下「候補者」という。）の中から補助対象者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助対象者を決定したときは、その結果を速やかに次世代農業チャレンジ事業補助金採択通知書（様式第3号）又は次世代農業チャレンジ事業補助金不採択通知書（様式第4号）により、候補者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項の通知があった日から10日以内に、規則第5条の規定により、同条様式第1号の書類に代えて、次世代農業チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付に当たって、規則第6条第2項の規定により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 認定新規就農者は、補助対象事業の完了時までに青年等就農計画認定書を提出すること。
- (2) 補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から2年間は、当該事業を継続しなければならない。ただし、死亡又は心身の疾病により当該事業を継続することができなくなったときは、この限りでない。

(変更の承認申請)

第11条 補助事業者は、規則第7条の規定により、規則様式第6号の書類に代えて次世代農業チャレンジ事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第12条 市長は、規則第8条の規定により、規則様式第7号の書類に代えて、次世代農業チャレンジ事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する規定により、同条様式第8号の書類に代えて、次世代農業チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 補助対象事業に係る支払い領収書の写し
- (3) 成果物がある場合は、当該成果物の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、規則第15条の規定により、交付すべき補助金の額を決定したときは、次世代農業チャレンジ事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(書類の保管期間等)

第15条 規則第20条第2項の規定により補助事業者が証拠書類を保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分期限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産処分の制限等)

第16条 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日号外大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める期間とする。ただし、取得した財産が中古品の場合には、省令の期間を勘案して市長が別に定める期間とする。

2 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、施行の日から3年を経過するまでに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
農業用機械及び設備の購入費	<p>補助対象事業の実施に必要な機械、設備等の購入に要する経費であって、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(1) 農業用機械、装置、器具、備品、ソフトウェア等の購入に要する経費であること。ただし、既存の機械、設備等の取替更新に係るものを除く。</p> <p>(2) 前項の経費は、運送、設置等に要する費用を含むものとする。</p> <p>(3) 対象事業の目的以外の用途で使用するおそれがある汎用性の高い機器（車両、パソコン、スマートフォン、タブレット端末、周辺機器やハードディスク、ネットワーク機器（LAN、Wifi等の接続機器をいう。）、サーバー等）の購入に係る費用及び消耗品費は、補助対象経費としない。</p> <p>(4) 中古品の購入に係る費用は、法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のあるものを購入する場合に限り、補助対象経費とする。</p>
PR活動費	<p>補助対象事業の実施に必要な農畜産物の販売促進にむけたPR活動（展示会の出店、イベント料）、ネット販売の作成に係る経費</p>
委託料	<p>補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（自らが実行することが困難な業務に限る。）</p>
資格取得費	<p>産業用マルチローターオペレータ技能認定（事業遂行のために新規で農業用ドローンを導入する際に限る。）</p>